

平成28年度

第1回東大和市地域福祉審議会会議録

東大和市福祉部

○事務局（嶋田福祉推進課長） それでは、皆様、こんばんは。本日は、お忙しい中、地域福祉審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、本日途中まで司会進行を務めさせていただきます福祉推進課長の嶋田と申します。本年4月1日から着任しました。どうぞよろしくお願ひいたします。

会議につきましては、お手元にご配付しております資料の次第に従いまして進めさせていただきますと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めに、出欠状況につきましてご報告申し上げます。

保健医療関係者からご選出いただいております委員Aさん、欠席のご連絡をいただいているところでございます。それから、委員Bさんが、先ほど連絡ございまして、現在こちらに向かっている途中ということでございます。それから、委員Cさんがまだ、お見えになっておりませんが、出席委員さんは過半数を超えておりますので、審議会が成立いたしますことから、会議は始めさせていただきます。

それでは、次第1、部長挨拶でございます。吉沢福祉部長、よろしくお願ひいたします。

○吉沢福祉部長 皆様、こんばんは。大変暑い中、夜の部ということで、本当に遅い時間にこの地域福祉審議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。平成28年度第1回目ということで、地域福祉審議会の開催に当たりまして、私から一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本当に皆様方には日ごろから当市の地域福祉、様々なところで大変お世話になりまして、ありがとうございます。

私ども、皆様もそうでしょうけれども、先日、福祉に携わる者にとっては大変ショッキングな出来事がありました。神奈川県の県立津久井やまゆり園という障害者の方の入所施設で大変痛ましい事件が起きたということで、しかも職員だった者の犯行だというようなことで、本当にショッキングな出来事があつたばかりでございます。

挨拶の中でちょっと触れさせていただこうかなと思ったんですが、おかげさまで、この10月1日に東大和市総合福祉センターは～とふるが開所するに至りました。このは～とふるについても、約10年近く、長年の時間をかけて、障害者団体の皆様や、こちらの方に事業移行いたします、みのり福祉園の利用者、保護者の皆様、それから地域住民の方々、様々な方々とずっと長い間、色々お話し合いも重ねて、ようやく10月1日をもって開設するというところでございますが、こちらにも入所部門があります。特別養護老人ホームとかですね。それから、障害のある方の宿泊型の自立訓練施設というようなことで、そういったところで泊まる施設でもあるんですね。あと、昼間通所していただいたり、それから地域に開かれた施設というコンセプトを持っておりましたので、多目的集会室の中で自由にたくさんの方にご利用いただいて、地域に開かれた施設ということで、食堂とか喫茶、売店という中でも、そういったところで地域の方とか、例えば都立東大和南公園を利用される方とかにもどんどん利用していただきたいなと思ってここまで来たんですけど

も、先日のあの事件を受けて、非常に皆、福祉関係者は、地域に開かれた施設と 安全・安心の確保、そこをどうしていったらよいものだろうかということで非常に、せめぎ合っていて、皆さんも多分、施設関係の方は今悩んでいらっしゃるのかなというふうに思っております。

がんじがらめにしちゃって、鍵だらけにしちゃったら、外の方と交流がより出来なくなりますし、開かれたといっても、じゃ、不審者をどう選別していったらいいのかというのが本当に分からない。

特にこの総合福祉センター、最初のコンセプトは、本当に地域に開かれた施設で、様々な方に寄っていただいて、こういった施設があるということで利用していただきたいというようなことで進めてきたものですから、そういう意味では、あの事件はショッキングだったなということで、地域の中で本当に地域の住民の方と共に施設を見守りながら支えていただくということでの安全・安心の確保ということで、またそれぞれ地域の中で考えていかなければいけないのかなというふうに考えております。ぜひ皆様方、またそういったところで一緒に地域の社会福祉施設を支えていただくということで、お力添えとか、様々なご意見とか、そういったところをいただけますと大変ありがたいかなというふうに思っております。

地域福祉審議会、今回のほうに戻らせていただきますけれども、今年度の審議会につきましては、平成27年度から様々な計画が動いております。地域福祉計画、それから障害者計画・障害福祉計画、それから健康増進計画、これが全て平成27年度から新しい計画ということで動いておりますので、この28年度においては、27年度の1年間の振り返りということで、その実施状況を皆様方にご審議いただいて、ご意見等をいただければというふうに思っております。

大変お忙しい中、また秋口には部会等を開催させていただきまして、皆様から様々なご意見を頂戴したいというふうに考えておりますので、ぜひ引き続き東大和市の地域福祉の推進のためにお力添え、よろしくお願い申し上げます。

私からの挨拶は以上でございます。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局（嶋田福祉推進課長） ありがとうございます。

続きまして、次第の2、委嘱状の交付でございます。

選出区分、福祉等関係者からの選出委員でありました委員Dさんにつきましては、選出母体であるボランティア会さんの代表変更があったことに伴いまして、本年6月30日をもって退任の届をいただいたところでございます。委員Dの後任といたしまして、同会の新代表である委員E氏から、委員就任のご承諾をいただいております。なお、審議会委員の任期につきましては、東大和市地域福祉審議会条例第4条によりまして、前任の委員Dの残任期間であります平成28年7月1日から平成30年6月30日までとなっております。

それでは、吉沢福祉部長から委嘱状を交付させていただきますので、お手数ですが委員E様、前のほうへ来ていただければと思います。

○吉沢福祉部長 委員E殿、東大和市地域福祉審議会委員を委嘱します。平成28年7月1日、東大和市長、尾崎保夫。

よろしく願いいたします。

○事務局（嶋田福祉推進課長） それでは、ここで委員Eさんに就任のご挨拶をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○委員E 東大和市ボランティア会の代表を務めております委員Eと申します。よろしく願いいたします。途中からということで、分からないことだらけなんですけど、このまちに住む皆さんが住みよいまちになるように少しでもお役に立てればなと思って引き受けました。よろしく願いいたします。（拍手）

○事務局（嶋田福祉推進課長） どうもありがとうございました。

続きまして、次第の3、委員自己紹介に移らせていただきます。本日、継続の委員の皆様方もいらっしゃいますが、継続の方も合わせまして自己紹介をお願いいたしたいと存じます。

会長より順に時計回りをお願いいたします。それでは、お願いいたします。

○会長 皆さん、こんばんは。田園調布学園大学の会長と申します。継続ということで、よろしく願いいたします。

大学は神奈川県の川崎市にごさいますて、大学名を聞きますと、えっ、何で川崎なんだろうとなると思うんですけども、法人自体は大田区の田園調布にごさいますけど、大学だけ多摩川を挟んだ神奈川側にあるということでございます。専門は地域福祉でございまして、先ほど部長からもお話がありましたけれども、やはり相模原の事件は神奈川県内で、本学の大学においてもとても大きな出来事でございまして、つい数日前から3年生が実習に行っておりますので、この2週間ちょっと、その対応に追われておりました。学生自身も、試験期間がちょうど終わってすぐ実習だったんですけども、とっても不安のある中、親御さんからも問い合わせがありましたので、大学としても声明文というものを  
出ささせていただいて対応しております。松沢知事も色々な形で対応しているようすけれども、こういう時代だからこそ、地域福祉の力が本当に必要になってまいりますので、皆様方のお力添えを今後ともよろしく願いいたします。（拍手）

○副会長 東大和医師会の副会長をしております、広沢こどもクリニックの副会長と申します。どうぞよろしく願いします。

地域福祉審議会は今回で3年目になります。やっと少しずつわかってきたかなと思っておりますけれども、会長の補佐ということで頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。（拍手）

○委員 F 歯科医師会の委員 F と申します。私は、会では専務理事を、前までは公衆衛生担当理事だったんですけれども、ちょっとだけステップアップしまして、専務理事になりました。

私は、南街で開業しておりまして、こちらの審議会はもう 6 年目ぐらいになるんでしょうか。それでもいまだにわからないことだらけで、皆さんの足を引っ張ると思うんですけれども、今後ともよろしく願いいたします。（拍手）

○委員 G 委員 G でございます。薬剤師として、私は、東大和病院の並びの中央薬局というところで仕事をさせていただいています。

この審議会、昨年度からということで、僕も全然わからないことばかりで、色々皆さんに教わろうと思っています。よろしく願いいたします。（拍手）

○委員 H 皆さん、こんばんは。東大和市民生委員・児童委員の協議会から来ました委員 H と申します。代表を務めさせていただいております。

地域で相談役として民生委員は頑張っておりますので、これからも地域でいろんな相談がありましたら、市のパイプ役として、私たちみんなで頑張っておりますので、これからもよろしく願いいたします。（拍手）

○委員 I 私、東大和市老人クラブ連合会副会長を務めております委員 I でございます。

今のところ東大和市老人クラブ連合会は、9月に長寿の集いというものをハミングホールで開催する準備に忙しい真っ最中でございます。9月3日の土曜日に、高齢者の長寿を祝って式典、そして各クラブにおいてのサークル活動を一部ご紹介するという会を催しますので、もしお暇がございましたらば、ぜひおいでいただきたいと思います。

（拍手）

○委員 J 東大和市の狭山にございます特別養護老人ホームやまと苑の苑長の委員 J と申します。いつも大変お世話になっております。

本会には、市内、それから武蔵村山市さんと合同で作られております多摩湖高齢者福祉施設経営者協議会の代表として参加をさせていただいております。よろしく願いいたします。

先ほどからお話がありますが、私ども特養というところも、地域の皆様にご理解をいただきながら、地域の一員として入居者の皆様が最期までお過ごしいただける場所として、安全・安心を担保しながら、かつ地域の一員としてというところが、やはり大きな課題になっているところでございますので、こういった場をお借りしながら、ぜひ地域の皆様にもご理解をいただき、よりよい福祉活動というものができるように努めていきたいと思っております。今後ともよろしく願いいたします。（拍手）

○委員 K 社会福祉法人みんなの会第一みんなの家の施設長をしております 委員 K と申します。よろしく願いいたします。

共同作業所というところは、障害のある人たちが日中活動として、また働く場として

通所しているところなんです、小さな法人、市内の8カ所の作業所が集まって共同作業所連絡会というのを作っています。その中で、障害のある人たちの地域活動、本当に何とか東大和の中で生き生きと活発にしていけたらと思います。よろしく願いいたします。（拍手）

**○委員L** 東大和障害福祉ネットワークの委員Lと申します。よろしく願いいたします。

私ども障害福祉ネットワークは、今東大和市内の障害者団体、あるいは障害者に福祉サービスを提供する団体、全部で26団体から構成されています。中には、やはり障害者を就労Bとか、あるいは一時的に預かるというような事業所、作業所が結構ありまして、先ほど吉沢部長からお話がありました相模原の事件で、やっぱりそれぞれ心を痛めています事業所も結構あるんですけども、具体的にどうすればいいかという結論めいたことというのはまだ全然ないですけども、東大和の市内において障害者が広く社会参加できて、なおかつ安全・安心に暮らせればいいかなと、そんなことができればいいかなと思っています。私自身は、この地域福祉審議会、昨年から入ったので、まだほとんどわかっていませんけれども、これからもよろしく願いいたします。（拍手）

**○委員M** 私立保育園園長会から出席しております向原保育園の委員Mです。よろしく願いいたします。

東大和市で30年間ほど園長をしておりまして、ただただ年数が長いだけなんですけれども、東大和市は、市長が日本一子育てしやすいまちづくりというのを目指していますので、そういう意味では、保育園もかなり協力していかなきゃいけないような状況にありますが、今世間で騒がれております待機児解消では、東大和市は、4月の時点でたしか7名ほどだったもので、かなり解消されているほうの市に属していると思います。ただ、いろんなところで建設について反対とかの問題もありまして、待機児解消のための施策と、それから迷惑施設の対策と、ちょうどそういうはざまに今の保育園はあるのかなと思いますけれども、やっぱり地域福祉というのは大事ですし、子育て支援も重要な施策なので、地域の方々と一緒に手を携えて解決していければいいかなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。（拍手）

**○委員E** ボランティア会代表の委員Eです。

ボランティア活動といいますか、ボランティア会の運営に関しても二十数年前から係わっておりますし、ボランティア活動はもっと、もう30年ぐらいもうやっているのかなと。今何年目かな、なんてさっき思っていたんですけども、そういうことで、細々ですけども、地域の皆さんと一緒に少しでも住みよいまちを作っていくことができれば、あるいはそれに向けての地域の皆さんのニーズとか、あるいは色々援助を求めている方々のお役に少しでも立てるようなことに努めていくことができればというふうに思っています。よろしく願いいたします。（拍手）

**○委員N** 皆様、こんばんは。桜が丘三丁目にございます東京都立東大和療育センター

で事務長をしております委員Nでございます。この審議会には昨年からお世話になっております。

私どもにとりましても、神奈川、相模原の事件は大変ショックでございました。私どもは、重度の重複障害を負っておられる利用者の皆さんのための施設でございまして、毎日、入所で障害者が120名、それから通所、デイケアで30人、外来で150人の皆様、それから付き添いのご家族の方々がご利用いただいておりますし、職員は200名ぐらいでございます。大変ショックな事件ではございましたけれども、これまでどおり地域に開かれた施設づくりは微動だにしないで進めていきたいというふうに思っております。

そのためには、当然のことだと思いますが、地域にお住まいの皆様方のご良識と、それから優しい心に信頼を置かせていただいて、施設の運営を進めていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。そうは申しましても、300名の障害者の皆様、付き添いのご家族の方、200人の職員を守らなくてはなりませんものですから、既に東大和警察署並びに市役所、関係機関の皆様のご協力をいただきながら、防犯訓練、それから緊急時の連絡体制の整備というふうに努めているところでございます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。（拍手）

**○委員O** 公募市民の委員Oと申します。

私の関心のあるテーマは、障害のある人と人権問題、これにとっても関心を持っております。このたびの事件につきましても、氏名が公表されていないと、ご家族の要望だということ。最初はそうでしたけれども、だんだん、いや、ちょっと違うんじゃないのという声が大分高まってきているということを経験などで読んでいますけれども、そんな人権問題、人権尊重という観点から、誰もが尊重される社会を目指していきたいなというふうに思っております。

以上です。（拍手）

**○委員P** こんばんは。市民公募の委員Pと申します。委員Eとはほかの審議会でご一緒させてもらい、また心強く思っております。よろしく願いいたします。

私、健康推進部会に属しているんですけども、専門の先生方が多いんですけども、やはり私としては、市民として、生活実感で健康に対する意見を少しでも述べてお役に立ちたいと願っています。よろしく願いします。（拍手）

**○委員Q** 公募委員の委員Qと申します。市内の桜が丘に住んでおります。

この委員は昨年からで、まだ1年ですが、1年間の感想としては、こういう会で与えられた資料を見ているだけであれば非常に楽なんですけど、それなりによく読み込み、あるいは判断をし、意見を言うというのは、私の力不足が基本にあるかもしれませんが、なかなか難しいことだというふうに感じております。しかし、公募一市民として、さきやかながらまた今後も若干のご意見を述べさせていただければと思っております。（拍手）

**○委員R** 東大和市商工会女性部部長を仰せつかっております委員Rでございます。

去年も、慣れないままに1年があつという間に過ぎまして、私たち商工会女性部の中で、地域商工会の活性化はもちろんですが、チームを作りまして、地域の活性化、それと外に向けてのボランティアということ今年重点的にやっているんですね。全員が女性なものですから、年齢層はまちまちですが、私たちが地域の中で何かお役に立てるのではないかとということで、ボランティアという形ではなく、地域活性化、そして外に発信するというのでやっておりますので、何かそういったことでお手伝いできればと思っています。逆に情報をいただけましたら、私たちの女性部が動けることも中にはあるかと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。（拍手）

○委員B すみません、遅れました。日本社会事業大学の、名簿でいいますと、上から2番目ですね、委員Bと申します。今日は、山梨の乳児院のほうに実習の巡回で行ってまいったんですけども、中央道がやたら混んでしまって、少しおくれました。失礼いたしました。

私も、この間の事件につきましては、もう七、八年前でしょうか、オンブズマンの方たちの研修に二、三度伺ったことがあって、とても地域に溶け込んだ形の施設だなというふうには、見学等々を含めて、地域のオンブズマンの方たちの反応も含めて思っていて、大変ショックを受けているところです。今後ともよろしく願いいたします。（拍手）

○事務局（嶋田福祉推進課長） 皆様、どうもありがとうございました。

それでは、これから以後の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○会長 それでは、次第4、事務局の紹介をお願いいたします。

○吉沢福祉部長 それでは、改めまして、私、福祉部長の吉沢でございます。事務局の職員の紹介をさせていただきます。

まず、福祉推進課長の嶋田でございます。

○事務局（嶋田福祉推進課長） よろしく願いいたします。

○吉沢福祉部長 次に、生活福祉課長の尾又でございます。

○尾又生活福祉課長 尾又でございます。平成27年度までこの事務局を担当させていただきました。皆様方には大変お世話になりました。4月1日から生活保護の担当をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○吉沢福祉部長 続きまして、健康課長の志村でございます。

○志村健康課長 志村でございます。よろしく願いいたします。

○吉沢福祉部長 続きまして、障害福祉課長の小川でございます。

○小川障害福祉課長 小川でございます。よろしく願いいたします。

○吉沢福祉部長 続きまして、みのり福祉園長の石川でございます。

○石川みのり福祉園長 石川です。よろしく願いいたします。

○吉沢福祉部長 福祉推進課庶務係長の武村でございます。



○武村福祉推進課庶務係長 武村です。よろしく申し上げます。

○吉沢福祉部長 同じく庶務係の越野でございます。

○越野福祉推進課庶務係 越野でございます。よろしくお願ひいたします。

○吉沢福祉部長 以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、次第5、会議の公開について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（嶋田福祉推進課長） それでは、着座のままで失礼いたします。私のほうから説明をさせていただきます。

お手元にご配付させていただいております資料3をご覧くださいと思います。

本審議会につきましては、市長の附属機関といたしまして、会議は原則公開となっております。したがって、資料3-1にございます情報公開条例第30条第1項及び附属機関等の会議に関する規則第4条にありますとおり、会議を非公開とする場合を除きまして、原則公開、傍聴を認めるものでございます。

なお、本審議会の具体的な傍聴の取り決めにつきましては、資料3-2、「東大和市地域福祉審議会の傍聴について」に規定をしておりますので、後ほどご覧いただきたいと思ひます。

私のほうからは以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

なお、現在、傍聴希望者はありません。

それでは、次第6、議事に移らせていただきます。

議事（1）諮問内容について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（嶋田福祉推進課長） それでは、お手元の資料に基づきまして、説明をさせていただきますが、資料4、諮問書の写しをご覧くださいと思ひます。

こちらにつきましては、平成27年度に諮問させていただきました「地域福祉の推進及び地域福祉施策の円滑な実施について」を、今年度につきましても同じ内容で本審議会に諮問をさせていただくものでございます。大変広い範囲についての諮問となりますが、具体的には、東大和市地域福祉審議会条例の第2条所掌事務にございます、地域福祉計画、障害者計画・障害福祉計画、健康増進計画につきまして、平成27年度実施状況の報告のご審議をいただく形となります。

次に、資料5、「計画期間関係図」をご覧くださいと思ひます。

こちらは、福祉分野にかかわる計画期間の関係図でございます。それぞれの計画ごとに、それぞれの計画期間が異なっておりまして、計画の策定年度が異なっております。現在の地域福祉審議会委員の皆様におかれましては、福祉分野の各計画のうち、こちらの図の濃い色のついている地域福祉計画、障害者計画・障害福祉計画、健康増進計画についてご審議いただいております。

地域福祉計画につきましては、第五次計画から、その計画期間を5年から6年に変更しております。ただし、3年ごとに見直しをするという予定となっております。障害者計画・障害福祉計画は、計画期間が3年間でございます。健康増進計画は、計画期間が6年間でございます。

このような流れから、今年度におきましては新たな計画の策定はございませんが、それぞれの計画での平成27年度実施状況報告についてご審議をお願いする形となります。

なお、障害者計画・障害福祉計画につきましては、平成29年度に平成30年度以降の計画の策定がありますことから、事前調査の中間報告を今年度させていただくために、平成28年度は部会を2回とさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

**○会長** ありがとうございます。事務局から諮問内容について説明が終わりました。

ご質問がございましたら、挙手の上、お名前をおっしゃってから、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

特にございませんか。はい、わかりました。

では、続きまして、(2)平成28年度地域福祉審議会の予定について、事務局から説明をお願いいたします。

**○事務局(嶋田福祉推進課長)** それでは、引き続き(2)平成28年度地域福祉審議会の予定についてご説明申し上げます。

お手元の資料6、「平成28年度地域福祉審議会のスケジュール案」をご覧くださいと思います。今年度の会議の予定につきまして、おおよその時期を表した資料となっております。

10月から11月にかけて各専門部会を開催する予定でおります。この部会におきましては、平成27年度の年次報告という形のご審議をいただく予定となっております。

なお、それぞれの専門部会の日程調整につきましては、後日、8月中をめどに、各部会ごとに各委員の皆様にご予定等をお伺いさせていただきたいと考えております。

その後、1月ごろに第2回地域福祉審議会におきまして、各専門部会の部会長様から、ご審議いただきました内容につきましてご報告をお願いしたいと考えております。各部会の審議を受けまして、答申の案につきまして、全体でご審議をいただきたいと考えております。第2回地域福祉審議会の日程につきましては、各専門部会の席におきまして、各委員の皆様にご都合をお伺いさせていただくような形で日程調整をさせていただきたいというふうに考えております。

この第2回地域福祉審議会のご審議を受けまして、答申案にご審議の内容を反映いたしましたものにつきまして、大体2月頃というふうに予定をしておりますが、会長並びに副会長から、市長に対して答申としてお渡しいただく予定というふうに考えております。

私からの説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

事務局から平成28年度地域福祉審議会の予定について、説明が終わりました。

ご質問がございましたら、挙手の上、お名前をおっしゃってから、発言のほうをよろしくお願ひいたします。

○委員P まず1点は、10月、11月に専門部会があるということですがけれども、ぜひ事前に資料を配っていただいて、やっぱり予習してから臨みたいので、それをお願いしたいのと、もう一点は、今日は8月8日ということで、一番暑いときにやられるというのは、細かいことかもしれませんが、もう10日頃から夏休みに医療機関の場合は入りますよね。あるわけですから、7月下旬とかにずらして、今一番暑い時に、わざわざやられるのはどういうことか、何か理由があるなら教えていただきたいんですけども、よろしくお願ひします。

○事務局（嶋田福祉推進課長） では、私のほうから。

まず、資料の事前配付というお話でございますけれども、こちらはできれば可能な範囲で、そういうようなお話をいただきましたので、できる範囲の事前配付ということは検討させていただきたいというふうに思っております。

それから、本日もそうですけれども、審議会の日程等につきましても、確かに本日大変暑い中であるという事ですので、特にこの時期じゃなければいけないという理由等はございませんので、行政の日程の都合、それから皆さん、各委員さんのご都合等をお伺いしながら、日程につきましては、できるだけ皆さんのご都合のいいところという形で調整をさせていただいているところでございますが、特に暑い、寒いというところも、考えられる範囲で工夫をしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○会長 他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。そのほか、委員の皆様方から何かございますでしょうか。

○委員M 委員Mと申します。

10月1日開設予定の東大和市総合福祉センターは～とふるのパンフレットがありますけれども、ここというのは、事前に見学するような機会はあるのでしょうか。よろしくお願ひします。できれば中を見たいなという気がします。

○吉沢福祉部長 ありがとうございます。先ほども、私、挨拶の中で触れさせていただきました。おかげさまで10月1日をもって開設いたします。

見学につきましては、今工事とかもまだ少しやっていたり、これから備品とかも色々まだまだ入っていく状況でございますので、9月に入りましたら内覧会などをさせていただきたいというふうに思っておりますので、それにつきましては、また皆様のほうにもご案内をさせていただきますので、ぜひ大勢の方にお越しいただければなというふうに思っております。

ちなみに、8月1日から、特別養護老人ホーム、これは60床と書いてあるんですが、実は入所のほうは54床なんです。あとショートステイが6床ということになります。特別養護老人ホームのほうは、もうお申し込みを開始させていただいておりますので、もし、お知り合いの方などで、在宅介護が限界で大変だとか、ほかのところずっと特別養護老人ホームの待機をしていたりとか、そういったところで色々ご相談等ある方は、もう受け付けを開始しておりますので、その辺のところでお知らせいただければなというふうに思っております。

ちなみに、市内のケアマネジャーさん、介護保険の高齢者の方のケアプランを作っていただくケアマネジャーの方々とか、介護保険のサービスをしている事業所の皆様には、この情報について先にもうお知らせをさせていただいております。特別養護老人ホームのほうはもう申し込みを開始しましたよということでお話をさせていただいております。

それから、この裏のほうの福祉事業という中の真ん中の緑の枠の「特養棟」と書いてあるところの特別養護老人ホームが、今申し上げたとおりお申し込みを開始したということですね。介護保険法が改正されて、原則としては、要介護3以上の方じゃないと申し込みできないんですね。ただ、ひとり暮らしであったり、ご家族が高齢であったりということで、要介護1や2の方についても、特別な事情があれば申し込みが可能というような形にはなっておりますので、その辺もご相談いただければなというふうに思っております。

それから、この図の障がい棟という青い枠のほうの特別養護老人ホームの下の段に、就労継続支援B、44名とありますけれども、これが今、市で公設公営のみより福祉園という施設がございまして、今日は園長も来ておりますけれども、そこの利用者が基本的には全部こちらに移行して、引き続きこの事業を利用するというふうになります。それ以外の枠がまだありますので、そういった方たちは、また利用のお申し込みなどもこれから受け付けをしていくということになります。

それから、その下に生活介護、50名というふうにあります。これも今のみより福祉園のほうで、やはり生活介護の事業を利用されている方たちがこちらのほうに皆さん移行いたします。それ以外に定員がまだ枠がありますので、これから新たに特別支援学校を卒業される方とか、そういった方たちなどもこれから受け入れなどをしていくというような形になります。

その下の日中一時支援とか短期入所というのも、これから順次受け付けなどもさせていただきましても、こういったところもまた市報等を通じて市民の方には周知をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、宿泊型自立訓練とか通所型自立訓練については、これは事業所のほうで行う事業なんですけれども、これらの受け付けなどについても、また皆様のほうにこれからお知らせをしていくというような形になります。

実際には、9月に入りまして内覧会等をさせていただく予定でございますので、また

そのときにはぜひ見に来ていただければと思います。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、私も質問してよろしいですか。

今のは～とふるの地域交流の屋外スペースに、畑、園芸とございますけれども、今、国の施策で福農というのがございますが、そういう地域の方と障害を持たれている方が一緒に畑等、コミュニティガーデンとかありますけれども、そういうのも少し意図したような、そんなようなスペースなんですか。

○小川障害福祉課長 障害福祉課、小川です。

一応予定では、主に就労Bの皆さんが、そういう庭を使って野菜づくりなどにも取り組むという予定のところでございます。その中で、将来的には地域の皆さんとの交流ということも法人のほうでは考えておるところのようではございます。

○会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○委員Q 公募委員の委員Qです。

前提として、たまたま知り得た知見を述べて、行政の皆さんを混乱させるという意味はないんですが、2つほど質問があるんです。

1つは、障害者差別解消法の施行に伴って、一部市町村で、障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり条例とか、そういったものを作られる市町村があるようですが、これは私、不勉強で、作ったほうがいいのか悪いという判断はまだできないんですけれども、東大和市においてはこういった状況なのかなということと、もう一つは、やや細かいんですが、福祉に若干関係があると思いますので。

市内桜が丘地区に特定資源物の処理センターを今建設、これは3市の組合で運営するんですが、そこで各市の規制、例えば騒音規制とか排水規制とかを作って施設を作ると。それはそれで結構でありまして、隣に老人ホームがありますので、例えば騒音規制は、一般の法律規制よりも5デシベルだったか低くしてやりますということで、非常に高齢者を中心とする社会的弱者等に配慮されているかのような施策をとっておられるんですけれども、ところが焼却炉等がある組合のクリーンセンター、本部のところでは建替え計画がありまして、そこは特定資源物処理センターよりさらに低い、例えば騒音規制についていえば、さらに低い規制を設けて計画を立てておられます。

これは、向こうのほうは隣には足湯があるだけで、隣に足湯があるところがさらに低い規制があつて、こちらの隣に老人ホームがあるところは、騒音規制については、配慮しているとはいえ、高い規制があると。あそこは指定管理ということになるんでしょうけれども、かつ障害者差別解消法が適用されるところではないんでしょうけれども、甚だ合理的配慮に欠けるのではないかと一市民として思っておりまして、これは何かいい方法はない

ものかなど、若干地域福祉に関係がある点ではないかというふうに思っておるわけです。いずれにしても、ただ市民として思っているだけでありまして、資料を集めて研究したとか、どうすればいいとかいうような意見は、残念ながら持ち合わせておりませんので、そういう意見を持っている市民がいるということで、ご承知おきいただければと思うんですが。

**○吉沢福祉部長** ありがとうございます。2つほど、大変貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

まず、1点目の障害者差別解消法の施行が平成28年4月からということで、その施行に伴って、東大和市においても障害者の方への優しいまちづくりの条例とか、そういったものについてのお考えはないのかというような今ご質問でございましたが、現時点ではまだ当市においては、そういった条例を作るとかというところの考えまでには至っていないのが現状でございます。

ただ、差別解消法が施行されたということで、私どもも様々取り組みなどをさせていただいておりますので、うちのほうの障害福祉課長が頑張ってお色々取り組みをさせていただいておりますので、ちょっと細かい具体的なところは、障害福祉課長のほうから今までの取り組み、それからこれからの取り組みなども含めてお話をさせていただければなというふうに思っております。

**○小川障害福祉課長** それでは、差別解消法につきましてですが、ちょうどお手元の資料7のところ、地域自立支援協議会と障害者相談員の公開研修会ということで、差別解消法、今回の施行に合わせて研修会のテーマとして実施するというご案内がありますので、それも含めて市の取り組みを申し上げたいと思います。

この差別解消法につきましては、国や地方公共団体、それから民間事業者に対して、障害のある人に対する差別的な扱いの禁止及び合理的な配慮の提供を求めて定めたものであります。この法律に基づきまして、市で取り組むべきことということが何点かございます。

1つが、これは市の場合、努力義務になりますが、職員の対応要領を作成しろというようなことが1点ございます。それにつきましては、努力義務ではありますが、東大和市においては、職員の服務規律として要綱を定めました。そして、それを具体的にあらわす職員対応マニュアルというものを作りまして、この4月に管理者向けの説明、それから職員対象の研修会というようなことを実施して、市の職員がきちっとこの法に基づいた対応をしていこうというところで取り組みを始めておるところでございます。

それから、2点目が相談窓口の設置ということでございまして、先ほど申し上げた市の職員の対応に関する相談窓口につきましては、職員課と障害福祉課、それからその他の障害に基づく差別に関する相談については、障害福祉課のほうで相談窓口を設けるというふうな取り組みをしております。

3点目が啓発についてです。今回行います研修会もその啓発の一環としまして、先ほど申し上げたように、この法律は事業者、それから国や地方公共団体に対して対応を求めているものですが、その前提として、市民一人一人の方のご理解が大切だということで、今回このような形で市民を対象とした研修会を実施すると、このような啓発活動を行っていかうというものでございます。それから、民間事業者に対しては、国の省庁が出ております対応指針に従って対応をしていただくということでございますので、市内の医師会ですとか商工会等を通して、各省庁の対応指針というものをご案内して、適切な対応をしていただくようお願いをしていると、そういうような次第でございます。

8月25日の研修会は、DPI日本会議というところ、日本の当事者団体が集まって作っている最大の団体でございますが、その事務局長のSさんという方にご講演をいただくという予定でございます。このDPIでは、今回の相模原の事件に関連しましても、いち早く障害当事者の立場から声明を出している団体でございますので、この差別解消法づくりに深くかかわっていただいた方のお話を伺えるというような機会ですので、ぜひ大勢の方に参加いただきたいというふうに考えております。

すみません、長くなりました。以上です。

**○吉沢福祉部長** 2点目にいただきました桜が丘地域に建設予定の3市共同資源化ごみ処理施設の関係につきましては、大変申し訳ございません、私、不勉強で、あちらの小平市にある小平、武蔵村山、東大和で行っておりますごみの施設と基準が違うというようなお話を今、委員Qからいただいたんですけれども、ちょっとそこまでは私のほうも存じ上げておりませんので、今それに関して私のほうは、そういう意味では全く部外者でございますので、ちょっとお答えできる答えというのは持ち合わせておりません。

なので、そういったご意見を今日いただいたということでございますので、それにつきましては、担当の環境部のほうにお伝えはさせていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

**○会長** ほかにいかがでしょうか。

**○委員M** 委員Mです。

福祉センターのことに1つ関連してですけれども、先ほど特養の入所が一応54床というお話でしたよね。この54床の内訳というのは、東大和市枠が全部なのか、それとも他市の枠が幾つかあるのかをお聞きしたいのと、それから現在、東大和市内で入所の待機をされている方がどのくらいの方の数の方がおられるのかを教えてくださいたいのが1点です。

それと、もう一つは、実をいうと私は保育園出身なので、乳幼児の待機児についてはかなり詳しくわかっているんですけれども、乳幼児の待機児も問題ではあるんですが、課題としてはですね。ただ、私個人としては、今までここにかかわってきた中で、小学生、学童の待機児のほうがこれからもっと深刻になっていくような気がするんですね。

なぜかという、3年生までだったのが6年生まで対象になったという経緯もあれば、もともとランドセル来館をやっている、学童ではないやり方でやっていたわけですね。だからもっと深刻になるのかなというふうに思っています、ただ、子ども・家庭部会ですか、以前あった会が今はもう統合されてなくなって、逆に、子ども・子育て支援会議の中で検討されますよね。そうすると、この地域福祉審議会での私たちの役割としての意見はどんな形で検討されて、それが支援会議のほうでそこでまた話し合われるような、そういうことになるのですか。この立場の位置関係がよくわからないので、ちょっとご説明いただければと思うんです。よろしくをお願いします。

**○吉沢福祉部長** ありがとうございます。

2点いただきまして、まず1点目の総合福祉センターは～とふるの中の特別養護老人ホーム、入所の54床の内訳ということでございますが、東大和市民が優先でございますので、54人、東大和市の方を受け入れていただくということで今進めております。本市においては今、本市といっても全都的になんですけれども、特別養護老人ホームを新しく建てる場合には、ユニット型特養といいまして、全部個室対応なんです。本日、やまと苑のJ委員苑長さんにお越しいただいていますけれども、やまと苑さんとかは多床室ということで、1部屋4人というようなことでお入りいただいているんですけれども、今都内で新しく特別養護老人ホームを作る場合には、必ず1人1部屋というんですか、ユニットというので個室にしなければいけないというふうなことでございますので、そういう意味では、利用料が実は高いんです。ですから、やはりある一定の所得とかがないとちょっと厳しい人たちも出てくるのかなというところが実態ではございます。

それから、今、特別養護老人ホームの東大和市における待機者数については、実人数で176人です。ただ、要介護3から5までの方に基本的にはなっておりますので、要介護1、2の方については、本当に特別な事情の方ということなので、基本的には在宅で過ごしていただくというような状況になっております。

2点目の地域福祉審議会における、例えば保育園園長会さんとして出ている委員Mの役割はというふうなお話でございますが、基本的には、やはり子ども・子育て支援計画については、もうそちらのほうで審議会ができましたので、そちらのほうで意見などを全部取りまとめて意見集約していただくようになるんですけれども、地域福祉計画や障害福祉計画や健康増進計画の中にも、子供の部分というのがたくさん入ってきております。地域福祉になれば、本当に大きい広い意味での福祉のまちとか、ボランティアとか、福祉教育の推進とか相談支援、そういったものが入っておりますし、健康増進計画であれば、子供の健やかな健康とか食育とか、そういったところについてのご意見をいただいたり、障害計画であれば障害児などについての計画が入りますので、そういったところから専門的な見地で、今まで長年保育行政に携わってくださった委員としてのご意見などもいただければなというふうなことで考えているところでございます。



それでよろしいですかね。ありがとうございます。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

○委員L 障害福祉ネットワークの委員Lと申します。

資料の6ですけれども、ちょっと障害者部会だけの話なんですけれども、今のみのり福祉園が総合福祉センターに引き継がれるということで、今この席にみのり福祉園の園長さんいらっしゃると思うんですけれども、みのりが9月末で一応閉鎖するという話は聞いているんですけれども、10月以降、例えば障害者部会には総合福祉センターの人間が出てくるんですか。それとも、みのり福祉園の園長が引き続き参加されるということですか。ちょっとその辺どういう感じになるのか、教えていただければと思います。

○吉沢福祉部長 ありがとうございます。9月30日をもって、公設、要するに東大和の市立のみのり福祉園というものはその役割を終了いたしまして、その全ての中で行っていた事業については、10月1日からこちらの総合福祉センターのほうに移行いたします。それによりまして、いわゆる公設、公の施設としてのみのり福祉園というのは廃止になりますので、あそこの施設は全部、ちょっと俗人的な言い方というか、ちょっと言い方はあれなんですけれども、空っぽになってしまって、誰も、人っ子一人あそこにはいないというような状況になります。組織的にも、そこはもう組織としては終了いたしますので、10月1日からは、みのり福祉園という組織はなくなります。

ですので、それ以降の事業については全て総合福祉センターに参りますけれども、今度、運営は民設民営ということで、民間の社会福祉法人が担いますので、そこの職員がこちらの事務局側に座るということはございません。ただ、その事業は全てそちらのほうに移行しますけれども、それ以外にも委託などで様々な事業も、市のほうの委託で相談支援とか、様々行っていくものがございますので、組織としては、これから障害福祉のほうの担当に移っていきますので、総合福祉センターに関して色々なご質問等あれば、今度そちらの組織のほうで対応するというような形になってまいります。

以上でございます。

○委員M ちょっと関連していいですか。

今の吉沢さんのお話は、総合福祉センターを管轄する課がここに出てくるというふうな理解でいいですかね。

それと、みのり福祉園を廃園されるわけですけれども、廃園するといっても、その日から閉めちゃうというわけにはいかないでしょうから、残務整理等の整理が必要ですよ。そういう中で、園長さんがそこで残務整理に当たるのか。それから、そういう形の中では、福祉審議会にはどういう立場で出てくるのか、そこら辺は明らかにはなっているんでしょうか。もし明らかでしたら教えていただければと思います。

○吉沢福祉部長 今現在、市の中でも組織をどうしていくかということで実際には検討をしているところなんですけれども、そういう形できちんと事業自体の運営は総合福祉セン

ターのほうに行きますけれども、残務整理とかそういったところについては、職員を残してですね。ただ、その職員が所属するところが、今度みのり福祉園というところがなくなりますので、違った部署のところにおいて、そここのところで残務整理等を含めて、引き続き運営などもこの法人と共に調整したり、そういったところを進めていくということになります。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

その他連絡事項として、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局（嶋田福祉推進課長） それでは、連絡事項ですけれども、私のほうから2点ほどさせていただきます。

まず、先ほどの議事の中でも触れさせていただきましたけれども、10月以降、各部会を開催する予定でございますけれども、この部会の日程調整等につきましては、8月中旬に各委員さんのもとに事務局のほうからご連絡をさせていただいた上で日程調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2点目でございますが、本日次第に記載しております資料7として「東京の福祉保健」、それから先ほど障害福祉課長のほうから説明がありました障害者差別解消法に関する研修会のご案内、それから次第にはございませんが、先ほどから出ております総合福祉センターは〜とふるのカラーのチラシ、こういったものをお配りさせていただいておりますので、後ほどお目通しいただければなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

私のほうからは以上でございます。

○会長 それでは、本日予定されていた議事は全て終了いたしましたので、以上をもちまして会議は閉会させていただきます。

閉会挨拶を副会長、よろしくお願ひいたします。

○副会長 本日は、平成28年度第1回東大和市地域福祉審議会にご出席ありがとうございました。

これをもちまして閉会とさせていただきます。ご苦勞さまでした。